

「公園施設の安全点検に係る指針(案)」 に関する意見公募の結果について

「公園施設の安全点検に係る指針(案)」の作成にあたり実施したパブリックコメントの結果は、以下の通りです。

とりまとめの都合上、頂いたご意見は適宜整理集約しています。

■ 実施結果

(1) 募集期間: 平成26年12月12日(金)～平成26年12月25日(木)(14日間)

(2) 意見総数: 意見提出者 10名・団体 意見総数90件

(3) 主な意見の概要と対応方針:

※「点検指針」: 公園施設の安全点検に係る指針(案)

※「主なご意見(要旨)」で示したページ番号は、パブリックコメント時の点検指針(案)のページ番号、「見解・対応」で示したページ番号は、今回公表した点検指針のページ番号です。

主なご意見 (要旨)	見解・対応
全般	
○安全性を重視するあまり、少しでも危険なものを全て撤去し、少しでも危険な場所を全て立入禁止とし、少しでも危険な行為を全て禁止するなどの措置をとって公園を非常につまらないものとしてしまうといった本末転倒の事態を招かないよう配慮するべきだと思います。	【原文維持】 ○ご意見の趣旨は、P9「Ⅱ-1 都市公園の価値と安全性」の解説3)において「公園施設の安易な撤去を避け・・・」等として記載しているとおりです。
○タイトルの「公園施設の安全点検に係る指針(案)」と内容が合っていないのではないか。タイトルに合わせて内容を「1 はじめに」と「3 安全点検の実施」にするか、タイトルを変更した方が良いのではないか。	【原文維持】 ○安全点検の実施に当たっては、「Ⅱ 安全点検の前提となる考え方」に示す、公園施設における安全性の向上の基本的な考え方を理解した上で実施することが重要であると考えているため、 <u>原文のとおりとさせていただきます。</u>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>○必ずやらないといけないことを明確に示す必要があるのではないか。 ゴシックで強調して書かれた個所に「望ましい」、「考えられる」が多く出てきているが、必ずやらないといけないことを明確に示す必要があるのではないか。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針では、必ずやらないといけないと考える箇所は「必要がある」として表現しています。</p>
<p>○遊具指針の本書の構成のように、太線囲み、解説、参考資料がこういった性格の内容なのかを入れた方が良くはないでしょうか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、目次下に、下記のとおり記載しました。 ●「公園施設の安全点検に係る指針（案）」の構成について 本指針の構成については、以下の通りです。 ○基本的な考え方（太線四角囲み） …都市公園における公園施設の安全点検の基本的な考え方及び安全点検の際に配慮すべき基本的な事項を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当します。 ○解説 …「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したものです。 ○参考資料（細線四角囲み） …「基本的な考え方」及び「解説」の理解を深め、適切な運用が図られるよう補足的な事項や参考となる事項を示したものです。」</p>
<p>I はじめに</p>	
<p>I-1 公園施設の安全点検に係る指針(案)策定の背景と目的</p>	
<p>○(P1) 「みどり」が抽象的でよくわからない。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、P1「I-1 公園施設の安全点検に係る指針(案)策定の背景と目的 解説1）」に<u>出典を記載するなど説明を補足しました。</u></p>
<p>○(P1) 「安全性の向上に関する考え方や維持管理段階における安全対策の考え方など安全点検の基本的な考え方や安全点検の流れ、留意点、内容など実施の考え方について整理した」がわかりにくい。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「これらを踏まえ、<u>公園管理者が公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検を行うことで、都市公園における安全・安心を確保するため、公園施設の安全点検の前提となる考え方及び安全点検の実施に関する事項について整理した「公園施設の安全点検に係る指針(案)」</u>（以下、「本指針」という）をとりまとめるものである。」</p>
<p>○(P1) 「実施の考え方について整理した」を「安全点検の実施の考え方について整理した」にした方が良くと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「<u>安全点検の実施に関する事項について整理した</u>」</p>
<p>○(P2) これまでの都市公園における公園施設の安全確保等に係る主な取り組みにおいて、都市公園技術標準を追記すべきではないか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、<u>都市公園技術標準について記載</u>しました。</p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>I-2 公園施設の安全点検に係る指針(案)の位置づけ</p>	
<p>○(P4) 定期点検の位置づけ、内容を明確に記述すべき。</p>	<p>【修正】 ○定期点検を含む安全点検の内容等については、P43「Ⅲ-4 安全点検の内容」において解説しているため、解説4)にその旨を注として記載しました。</p>
<p>I-3 対象と適用範囲</p>	
<p>○(P5)「I-3 対象と適用範囲」本文の中に、遊具指針別編の「健康器具系施設」についても本指針の対象外であることを明記すべき。Ⅱ-3解説2)の下3行、5)及び参考資料(遊具に類似した公園施設の例)は削除すべき。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。なお、遊具に類似した公園施設の例は、施設のイメージを記載しているものであり、原文のとおりとさせていただきます。 ・P2「I-1 公園施設の安全点検に係る指針(案)策定の背景と目的 解説2)」において、「また、平成26年6月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」(以下、「遊具指針(別編)」という)を国土交通省が作成。同指針において都市公園における子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保の基本的な考え方が示されている。」を追加。 ・P5「I-3 対象と適用範囲」において、「「遊具指針(別編)」の対象となる「主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物(以下「健康器具系施設」という)のうち、子どもが利用する可能性がある健康器具系施設」は、個別の指針において安全性の確保の考え方が整理されており、これに基づき点検等を行うべきであることから、本指針の対象としない。」を追加。</p>
<p>○(P5)本指針の対象となる都市公園の利用者は、公園施設の利用者及び公園施設からの影響が及ぶ都市公園周辺の第三者(以下、「公園利用者」という)とするが、これ以降の文章で公園利用者として使用している箇所をみると、明らかに公園施設からの影響が及ぶ都市公園周辺の第三者は含まれていないような記述が見受けられる(例えば、公園施設の利用は、公園利用者の判断による利用が前提等)が、公園施設の利用者と公園施設からの影響が及ぶ都市公園周辺の第三者は分けて記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり分けて記載する形に修正しました。 P5「I-3 対象と適用範囲」 「本指針の対象となる都市公園の利用者は、公園施設の利用者(以下、「公園利用者」という)とする。」 P8 解説7) 「公園施設は都市公園外への倒木、落枝、土砂の流出などにより、公園外へ影響を及ぼす可能性があることから、公園利用者の他、都市公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する必要がある。」</p>
<p>Ⅱ 安全点検の前提となる考え方</p>	
<p>Ⅱ-1 都市公園の価値と安全性</p>	
<p>○(P9)都市公園の有する「機能や効用」について、「機能」のみと記載している箇所があるため、表現を統一すべきである。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、「都市公園の有する機能や効用」に統一しました。</p>
<p>○(P9)「軽微な事故の情報の収集」を「<u>事故情報の収集</u>」にした方が良いと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P9)「都市公園の有する機能や効用の発現は不可欠であるため、例えば～」を「<u>都市公園における安全性の確保と多様な機能や効用の発現は両立するよう留意する必要がある。例えば～</u>」にした方が良いと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>Ⅱ-2 公園施設における安全性の向上に関する基本的な考え方</p>	
<p>○(P10)公園施設の利用者と、保護者の自己責任による利用について明記されたことは画期的であり、本指針の重要なポイントであると言える。</p>	<p>【原文維持】 ○ご意見ありがとうございます。</p>
<p>○(P11)「特に、重大な事故につながる危険性に注意する」を「特に、重大な事故につながる危険性に注意することが求められる」とした方が良いと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。「特に、重大な事故につながる危険性に注意することが望ましい。」</p>
<p>Ⅱ-3 公園施設における事故</p>	
<p>○(P15)太線四角囲みでは「衝突、接触、落下、挟み込み、転倒、溺れ」は事故の要因、解説2)では「衝突、落下、転倒、溺れ」は事故と記載しているが、統一をとるべきではないか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、太線枠内を下記の通りに修正しました。「公園施設に関連する事故には、衝突、接触、落下、挟み込み、転倒、溺れなどがあり、～」に修正しました。</p>
<p>Ⅱ-4 各段階での安全対策の考え方</p>	
<p>○(P16)「～施工後には改善が困難な」を「～施工後には措置が困難な」とした方が良いと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>Ⅱ-4-1(2) 発見された公園施設の変状及び異常に対する適切な措置</p>	
<p>○(P19)「補修、移設、更新などの本格的な措置の方針を迅速に定めて行うものとする。」において、何を行うのか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。「補修、移設、更新等の本格的な措置の方針を迅速に定めて、その措置を行うものとする。」</p>
<p>○(P19)P19 解説1)、P41 解説8)の措置に関する記述について、危険度のより高いものの例示として、「緊急性の高い変状及び異常など」は適切ですか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、当該例示を削除しました。</p>
<p>Ⅱ-4-1(3) 公園施設履歴書の作成と保管</p>	
<p>○(P20)「公園施設ごとに履歴書を作成するのが望ましい」とあるが、これを実施するとすると、巡視員は各公園毎の各施設毎（複数のベンチ、多数の樹木…）（その中の複数の部材別の欄…）の膨大な資料の点検表をもって作業することになり、修理の履歴を記載するといっても、日々の緊急業務で補修した内容を、一つの共有の履歴書に転記、作成、更新して、点検時にその都度に更新するのは、職員減、業務量増大の現場ではなかなか難しい事務になると思います。</p>	<p>【原文維持】 ○P21の公園施設履歴書の例のとおり、公園施設ごとに公園施設履歴書を作成することが望ましいと考えていることから、その旨を記載していますが、ご意見の通り、公園施設ごとに作成することが困難な場合もあることを勘案し、「必要に応じて」と記載しているところです。よって、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P20)公園施設履歴書の作成と保管について、文中の「望ましい。」の表現を「すること。」あるいは「しなければならない。」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>【原文維持】 ○P21の公園施設履歴書の例のとおり、公園施設ごとに公園施設履歴書を作成することが望ましいと考えていることから、その旨を記載していますが、公園施設ごとに作成することが困難な場合もあることを勘案し、「望ましい」と記載しているところです。よって、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>
<p>○(P20)「維持管理や更新等の安全管理を」を「<u>維持管理や更新等を</u>」にした方が良いと思う。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>○(P20)「安全点検の継続的な改善」の意味が不明。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「公園施設履歴書には、点検記録書を活用して公園施設の安全点検の実施状況や点検結果、公園施設の更新、補修、修繕、維持保全等の実施状況、利用状況、健全度等、公園施設の維持管理上必要な情報を定期的に記載し履歴として保管するとともに、<u>安全点検の継続的な見直しに活用することが望ましい。</u>」</p>
<p>Ⅱ－４－１（４）公園施設の利用状況の把握</p>	
<p>○(P23)解説1)において、「どの年齢層の公園利用者が、どのように公園施設を利用しているかなど、公園施設の利用状況を把握することは、安全点検における着眼点がより明確になるほか、社会的な耐用年数に基づく更新などの安全対策の必要性の検討を行うことが望ましい。」とあるが、「社会的な耐用年数に基づく更新などの安全対策の必要性の検討を行うことが望ましい」は公園施設の利用状況の把握とどういった関係があるのか。今の文章では何を意図しているかが分かりづらいかと思います。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「安全点検における着眼点をより明確にするため、また、社会的な耐用年数に基づく更新などの安全対策の必要性の検討を行う上で、どの年齢層の公園利用者が、どのように公園施設を利用しているかなど、<u>公園施設の利用状況を把握することが望ましい。</u>」</p>
<p>Ⅱ－４－１（５）事故への対応</p>	
<p>○(P24)「その後、事故のあった公園施設を中止にするなど～」における「その後」については、「<u>また</u>」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>○(P24)解説1)④「なお、再発防止対策を速やかに講ずるため、消防署のみならず、公園管理者へも速やかに連絡がとられるよう緊急連絡手段を確立しておく必要がある。」とあるが、公園管理者への速やかな連絡は、再発防止対策を講ずるためだけに必要というわけではないと思うので、ここで公園管理者への連絡体制の話が来ることに違和感があります。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所をP24「Ⅱ－４－１（５）事故への対応 解説1)②速やかな連絡」に移動するとともに、「<u>負傷者への対応や</u>」を追加しました。</p>
<p>Ⅱ－４－１（６）事故に関する情報の収集と活用</p>	
<p>○(P26)「人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故」判断が人により異なると思うが、どう判断するかの記述も欲しいと思います。</p>	<p>【原文維持】 ○ご指摘の箇所は参考資料として、資料を原典のまま引用していることから、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>Ⅱ-4-2（1） 事故に関する情報の収集と活用</p>	
<p>○(P32、33)「部品交換が容易なもの」と「部品や部材を簡単に外すことができないようにする」は矛盾していませんか。</p>	<p>【原文維持】 ○構造上「部品交換が容易」であることが望ましいが、「容易に外れないボルトまわりの処理」などにより「部品や部材を簡単に外すことができない」ようにすることが望ましいと考えております。 よって、<u>原文のとおりとさせていただきます</u>。</p>
<p>○(P33)「絡まり・ひっかかり対策」と「挟み込み対策」に係る記述を削除すべき。</p>	<p>【原文維持】 ○「絡まり・ひっかかり」や「挟み込み」は、フェンス、扉などの公園施設における事故の原因となる可能性があることから、その計画・設計段階における安全対策を参考資料として記述しているものです。 よって、<u>原文の通りとさせていただきます</u>。</p>
<p>Ⅱ-4-2（2） 製造・施工段階</p>	
<p>○(P35)「補修や部材の交換」とあるが、補修と並ぶのであれば部材交換という表現ではなく、「修繕」でよいのではないのでしょうか。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「維持管理段階における安全点検や修繕・補修を適切に行うため、～」</p>
<p>Ⅲ 安全点検の実施</p>	
<p>Ⅲ-1 安全点検の意義</p>	
<p>○(P36)「また、安全点検を行う際には、公園施設が多種多様であることを踏まえて、公園内に設置されている公園施設の類型区分に応じて、公園施設の点検項目を定めることが望ましい。」は点検項目を定める際の留意事項であるため、「安全点検を行う際には、」を削除した方が良い。</p>	<p>【修正】 ○ご意見のとおり修正しました。</p>
<p>Ⅲ-2 安全点検の流れ</p>	
<p>○(P38 表)対応者が、「点検者」と「公園管理者」になっているが、用語解説では「点検者」が公園管理者、または委託された専門技術者となっています。 点検者に必要とされる知識、技能等の資格要件を例示してはいかがでしょうか。</p>	<p>【原文維持】 ○安全点検の点検者に必要となる知識や技能は、P43「Ⅲ-4 安全点検の内容」における点検内容等を参考にご判断頂きたいと考えています。 よって、<u>原文のとおりとさせていただきます</u>。</p>
<p>○(P37、38)精密点検について、P37 安全点検フローでは「必要に応じて実施」となっているが、P37 太線四角囲み及び P38 表と内容が一致していないため、内容を合わせるべきである。</p>	<p>【修正】 ○ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「点検時に現地で本格的な措置ができないもの、あるいは判定不能なものについては、<u>必要に応じて精密点検を行い専門技術者の見解を踏まえて、総合的な判断を行う。</u>」</p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P39、42) 主要な公園施設ごとに点検のポイント及び判断基準を示した方が良いのではないかと。</p> <p>近年、公園の担当職員が事務職などの技術者でない場合が増えている。こうした職員でも点検できるよう、分りやすく主要な公園施設ごとに点検のポイントを示した方が良いのではないかと。</p> <p>合わせて、即使用中止にしなければならない状態の判断基準を示した方が良いのではないかと。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○本指針は、公園施設の安全点検の前提となる考え方等を示すことを趣旨としており、ご指摘の事項は、安全点検を行う頻度や時期のポイントを P47、公園施設の主な点検のポイントを P42 に参考資料として記載しています。</p> <p>よって、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>
<p>Ⅲ－３ 安全点検の留意点</p>	
<p>○(P40) 「点検時期・頻度」、「点検項目」、「判断基準」に係る具体的な指針を記述すべき。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○本指針は、公園施設の安全点検の前提となる考え方等を示すことを趣旨としており、ご指摘の事項は、安全点検を行う頻度や時期のポイントを P47、公園施設の主な点検のポイントを P42 に参考資料として記載しています。</p> <p>よって、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>
<p>○(P41) 「公園施設本体と併せて、公園施設の周辺や関係する公園施設を含めて、公園利用者が安全に利用できる環境であるかといった視点を持って点検を行う。」と断言してもいいのか。</p>	<p>【修正】</p> <p>○ご意見を踏まえ、「点検を行うことが望ましい」に修正しました。</p>
<p>○(P41) 「Ⅲ－３安全点検の留意点」解説9) 「安全点検は、公園施設が安全な状態にあることを確認するための点検であり、公園施設が機能することを確認する点検とは異なることに留意する。」について、公園施設が安全な状態にあることを確認するための点検のより異なる点検の例示として、「公園施設の利用しやすさや美観等を確認する点検」と記載する方が望ましいのではないかと。また、指針の対象となる点検に関する記載は、「I はじめに」で記載すべきではないかと。</p>	<p>【修正】</p> <p>○ご意見のとおり、P4 「I－２公園施設の安全点検に係る指針の位置づけ」の解説に、「公園施設の安全点検は、公園施設が安全な状態にあることを確認するための点検であり、公園施設の利用しやすさや美観等を確認する点検とは異なることに留意する。」と記載し、<u>P41 解説9) は削除</u>しました。</p>
<p>Ⅲ－４ 安全点検の内容</p>	
<p>○(P43) 「日常点検においては～」の後、点検作業の詳細な内容が記載されているが、解説とダブるので、以下削除し、定期点検、精密点検、初期点検などについて、それらの関連性に注意して重要事項にみを概説してはどうか。</p>	<p>【修正】</p> <p>○ご意見のとおり「日常点検においては～」は削除し、下記の通り修正いたしました。</p> <p>「日常点検は、公園施設の通常有すべき安全性を確保するため、巡視を主体とした日常業務の中で行う点検であり、定期点検は、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検である。精密点検は、日常点検や定期点検時に変状及び異常を発見した場合に、必要に応じて行う詳細な点検であり、初期点検は、公園施設の初期の動作、状態確認等のために行う点検である。」</p>
<p>○(P43) 「日常点検の他に、暴風、豪雨等の自然現象が想定される時及びその発生後には、公園施設を安全な状態に保つため、臨時の日常点検を行うことが望ましい。」について、「日常点検の他に」は削除した方が良い。</p>	<p>【修正】</p> <p>○ご意見のとおり「日常点検の他に」を削除しました。</p>

主なご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P45)「植栽については、倒木や落枝等の重大な事故につながるものを中心に安全点検を行う。」の記述を「植栽については、倒木や落枝等の重大な事故につながるものを中心に安全点検を行い、日常点検で目視等の巡視で、明らかに変状や異常が認められる場合は、速やかに精密点検を行う。」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>【原文維持】 ○ご意見の内容については、安全点検の内容に含まれているため、<u>原文のとおりとさせていただきます。</u></p>
<p>○(P45)「安全点検を行う頻度や時期のポイント」は、端的にポイントが示してあって分かりやすい。このようなポイントが現場にとっては重要と思う。</p>	<p>【原文維持】 ○<u>ご意見ありがとうございます。</u></p>

※頂いたご意見につきましては、とりまとめ、掲載の便宜上、分割や集約をさせていただくとともに、主なご意見を掲載させて頂いております。また、今回のご意見の募集の対象となっていない事項に関しましても、今後の施策の参考とさせて頂きたいと考えております。